

# 業務指示書

## ベトナム国消防・救助能力強化事業準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年9月28日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 우혜익 行善 Unevik.Haengseon@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年10月3日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(外国法人は登記簿写を提出してください。)

法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

○以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

○業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

○業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：消防分野における関連調査業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／事業計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：施設・機材案件の事業計画業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 消防行政・政策】

- 1) 類似業務の経験：消防分野の各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年10月11日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

・現地再委託に係る費用

( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.004628 円, US\$1 = 102.129 円, EUR1 = 114.257 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／事業計画  
消防行政・政策

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.66 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年11月1日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表  
ベトナム国消防・救助能力強化事業準備調査

| 評価項目                            | 配点          |              |
|---------------------------------|-------------|--------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力         | (10.00)     |              |
| (1) 類似業務の経験                     | 6.00        |              |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等             | 4.00        |              |
| 2. 業務の実施方針等                     | (40.00)     |              |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性               | 18.00       |              |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等            | 18.00       |              |
| (3) 要員計画等の妥当性                   | 4.00        |              |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制）            |             |              |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力                | (50.00)     |              |
| (1) 業務主任者の経験・能力/<br>業務管理グループの評価 | (34.00)     |              |
|                                 | 業務主任者<br>のみ | 業務管理<br>グループ |
| ①業務主任者の経験・能力 総括/事業計画            | (34.00)     | (13.00)      |
| ア) 類似業務の経験                      | 13.00       | 5.00         |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験             | 3.00        | 1.00         |
| ウ) 語学力                          | 6.00        | 2.00         |
| エ) 業務主任者等としての経験                 | 7.00        | 3.00         |
| オ) その他学位、資格等                    | 5.00        | 2.00         |
| ②副業務主任者                         | ( - )       | (13.00)      |
| カ) 類似業務の経験                      | -           | 5.00         |
| キ) 対象国又は同類似地域での業務経験             | -           | 1.00         |
| ク) 語学力                          | -           | 2.00         |
| ケ) 業務主任者等としての経験                 | -           | 3.00         |
| コ) その他学位、資格等                    | -           | 2.00         |
| ③体制、プレゼンテーション                   | ( )         | (8.00)       |
| サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション           |             |              |
| シ) 業務管理体制                       | -           | 8.00         |
| (2) 業務従事者の経験・能力： 消防行政・政策        | (16.00)     |              |
| ア) 類似業務の経験                      | 12.00       |              |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験             | 2.00        |              |
| ウ) 語学力                          | 0.00        |              |
| エ) その他学位、資格等                    | 2.00        |              |
| (3) 業務従事者の経験・能力：                | ( )         |              |
| ア) 類似業務の経験                      |             |              |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験             |             |              |
| ウ) 語学力                          |             |              |
| エ) その他学位、資格等                    |             |              |
| (4) 業務従事者の経験・能力：                | ( )         |              |
| ア) 類似業務の経験                      |             |              |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験             |             |              |
| ウ) 語学力                          |             |              |
| エ) その他学位、資格等                    |             |              |
| (5) 業務従事者の経験・能力：                | ( )         |              |
| ア) 類似業務の経験                      |             |              |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験             |             |              |
| ウ) 語学力                          |             |              |
| エ) その他学位、資格等                    |             |              |
| 総合評点                            | [ 100.00 ]  |              |

## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

ベトナム社会主義共和国は、「ドイモイ（刷新）政策」導入以降の高い経済成長に伴い、ハノイ市やホーチミン市等における都市化及びその近隣省における工業化が進んでいるが、特に人口密集地等における火災被害が増加傾向にある。2015年の同国の火災被害は、年間約2,400件、被害総額は約1.5兆ドン（75億円）であり、2005年との比較で件数は約15%、被害額は3倍に増加している。中でも北部紅河デルタ地域の火災被害が全国で最大であり、死傷者数、被害額はそれぞれ全国の約30%、約41%を占める（2015年）。これらの地域は、引き続き都市化による人口密集が進んでおり、人命や財産に関する火災リスクは益々増加傾向にあると考えられる。

他方、同国で消防及び救助活動を担う公安省消防警察は、消防士の能力不足並びに関連機材の老朽化及び量的不足により、火災・事故発生から現場到達までに要する時間、消火や人命救助活動の迅速性及び能力の観点で大きな課題を抱えており、頻発する火災に対して十分に対応できていない。全国で約17,500人の消防士が存在するものの、訓練を行う教官の量・質、カリキュラムについて改善が必要である。また、消防警察が保有する消防及び救助車両は約1,150台であるが、それらの使用年数は半数が10年以上、そのうち約25%は20年以上経過しており、機材の更新・増強が必要不可欠となっている。

かかる状況を踏まえ、2012年に同国政府は、首相令 No. 1110/QD-TTg（以下、「首相令」という。）を発行し、2020年までの消防警察の能力向上にかかるマスタープランを承認し、市民の人命と資産を守り、国家の財産を保護し、政治的・社会的な安全の強化を目指すことを目標としている。この首相令に基づき、公安省は、消防警察のための施設と機材の拡充や消防警察の能力強化のためにODA資金を活用することが可能となった。

ベトナム公安省からの我が国への円借款による消防分野への機材供与及び消防・救助能力の強化に関する技術協力に関する事業の要望を受け、「ベトナム国消防設備改善情報収集・確認調査」にて、ベトナム国の消防及び救助活動の現状に関する情報収集及びニーズの確認を行った。

本業務は、上記の経緯を踏まえ、当該事業の目的、スコープ、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、概略設計、環境及び社会面の配慮等、円借款事業として実施するための審査に必要な調査を行うこと、及び技術協力事業の実施可能性を検討する調査を行うことを目的として実施するものである。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) 事業名

消防・救助能力強化事業

#### (2) 事業目的

ベトナム国に対して、消防分野への機材供与及び消防署、消防・救助訓練センター並びに本邦消防技術移転を通じて消防技術の強化を図り、質の高い消防・救助サービスの提供を図る。

### (3) 事業概要

- 1) ハノイ及び周辺対象地域の消防施設及び機材の整備事業（消防車両の供給、消防資機材の供給、消防署の一部整備（建築、設備工事など））
- 2) 消防・救助訓練センター整備事業（建築、設備、消防関連施設など）
- 3) コンサルティングサービス（概略・詳細設計、積算、入札補助、施工監理、組織能力強化）
- 4) 消防技術移転のための技術協力（カリキュラム作成、人材派遣、現地教育、本邦招聘）

上記1)～3)は円借款事業のコンポーネント。4)のみ技術協力。

円借款事業案件形成業務を【Package1】とし、円借款事業に関連する技術協力の可能性検討を【Package2】とする。

### (4) 対象地域

対象地域はハノイ市、ハイフォン市、ヴィンフック省、タイビン省、ナムディン省、ニンビン省、ハイズオン省、ハナム省、フンイエン省、バクニン省の10市・省とする。消防・救助訓練センターはハナム省にある建設予定地に整備するものとする。なお、バクニン省については韓国の支援が既に想定されているため、消防署及び消防車両整備は実施しないが、消防・救助訓練センターにおける訓練の対象とすることを想定。

### (5) 実施機関

公安省消防警察局

(Police Department of Firefighting, Fire Prevention and Rescue)

### (6) その他の関係機関

各省市消防警察局/消防救助部署

## 3. 業務の目的

「ハノイ及び周辺対象地域の消防施設及び機材の整備」及び「消防・救助訓練センター整備」について当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施方法（調達、施工）、実施体制、運営・維持管理体制、環境社会配慮等、我が国円借款事業として実施するための審査に必要な調査を行うとともに、その効果発現のために必要な先方関係機関のキャパシティやニーズを明確にすることにより、円借款事業の実施及び技術協力の必要性・可能性の検討材料とすることを目的とする。

## 4. 業務の範囲

本業務は、上記「3. 業務の目的」を達成するために、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) JICA の円借款及び技術協力の検討資料としての位置づけ

本調査は、2016年3月～2016年7月に実施された「ベトナム国消防設備改善情報収集・確認調査」より提案された事業に関して、本邦技術を活用した円借款事業形成を前提として、レビュー及び計画の詳細化を行うものである。また、上記報告書に提案されている、円借款事業に付随する消防隊員の能力向上を目的とした、技術協力業務に関しても詳細な検討を行うものとする。

また、本調査結果は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分 JICA と協議すること。

一方、当該審査の過程において、本調査業務の結果とは一部異なる結論となる可能性がある可能性に留意し、ベトナム側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

### (2) 審査の重点項目

本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、JICA から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。

- a) 調達・施工方法
- b) 事業費
- c) 事業実施機関の実施能力
- d) 操業・運営／維持・管理体制
- e) 運用・効果指標

また、審査に当たり必要な項目を追加して調査依頼（契約変更）する可能性がある。

### (3) 既存調査結果の最大限の活用

JICA は、2016年3月から7月にかけて公安省消防警察局の特にハノイ及び周辺地域の消防設備、人材等の状況を把握するために「ベトナム国消防設備改善情報収集・確認調査」を実施した。本業務の実施に当たっては、同調査結果を最大限活用すること。

消防・救助訓練センター及び新設予定の消防署の建設予定地に関しては、周辺既存のボーリングデータ、土質・地質データを最大限活用する。

### (4) 調査の工程

調査の工程に関しては、【Package1】円借款事業案件形成業務に関しては、2016年11月上旬より2017年3月下旬までとし、【Package2】技術協力の可能性の検討に関しては2016年11月上旬より2017年5月中旬までとする。

### (5) 円借款事業に関連する技術協力の可能性検討

本調査にて技術協力のニーズを確認する。また、円借款事業の F/S 策定にあたって

は、機材のみならず機材が有効活用されるような消防・救助訓練センターや消防大学での訓練内容を調査すること。また、その際には、過去に実施した長期専門家派遣による「消防活動指揮技術研修」(2005年12月から2008年3月)での活動の成果を参考とするとともに、「ベトナム国消防設備改善情報収集・確認調査」に記載されている現状を参考とすること。

#### (6) 安全対策

本業務では、安全対策に係るベトナムの法律・基準を確認するとともに、「ODA 建設工事管理安全管理ガイダンス」に係る概要説明を通じて、初期段階での情報収集及びベトナム政府の理解促進を図る。

#### (7) リスク管理シートの活用

本業務では、別添の「リスク管理シート(Risk Management Framework)」を作成し、案件形成の初期段階において潜在的なリスク事項の特定および対応策の策定をすること。

### 6. 業務の内容

以下に示す業務の内容について、効率的に業務を実施するために必要な調査方法・手順等を具体的にプロポーザルで提案すること。

#### 【Package 1】円借款案件形成(2016年11月上旬～2017年3月下旬)

調査内容は以下のとおりであるが、具体的な調査工程については、プロポーザルにて提案すること。なお、円滑な情報伝達、調査の進行を促すため、調査期間中は定期的に公安省消防警察局、JICA との会議を実施すること。

#### (1) 事業の背景・経緯、必要性、課題の確認及びインセプション・レポートの作成、協議

以下の1)～5)を中心に、既存の調査報告書等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、インセプション・レポートを作成する。

また、現地調査の冒頭に、ベトナム側実施機関である公安省消防警察局に対し、インセプション・レポートの内容を説明し、調査計画に関する合意を形成する。この際、先方に説明する10営業日前までにJICAに案を提出し、JICAからのコメントを反映して最終化した上で先方に説明すること。

- 1) ベトナム国における消防・救助の現状・課題と関連政策(マスタープラン含む)
- 2) 調査対象地域における消防・救助の整備の実情と人材育成の現状
- 3) 事業の意義・必要性の確認
- 4) 調査対象省市における消防・救助体制のレビュー(紅河デルタ地域としての広域消防体制を含む)
- 5) 消防・救助分野における他のドナーの支援状況のレビュー(主に対象地域)

(2) 事業目的及びスコープの検討

2. (2) で定義した円借款事業目的、及びスコープ等の検討を行う。

- 1) 円借款事業の目的
- 2) 円借款事業のスコープ
- 3) 事業対象省市（消防・救助車両配備の対象と消防・救助訓練センターでの研修対象の整理）

(3) サイト現況調査・関連調査

- 1) 敷地内既存施設調査（既存消防署）
- 2) 自然条件調査
- 3) 調達事情調査（調達先、現地企業の実施能力、本邦企業の動向を含む）

なお、自然条件調査に関して、地形測量はベトナム側から敷地図を入手、地盤調査は既存の周辺地域の土質・地質調査データを利用する等、既存データ・資料を最大限活用しつつ必要な調査を実施する。自然条件調査の詳細は別紙1を参照。

(4) 施設・調達計画

6. (2) 事業目的及びスコープの検討を踏まえ、円借款事業の施設・調達計画を行う。既存調査のレビューを行い、計画を策定する。その際、マスタープランにおける消防署配備計画、機材配置計画、消防署及び機材配置の現状、ニーズ等を勘案した上で計画を策定し、概略設計を行う。

- 1) 消防・救助訓練センター（ハナム省）
  - ① 消防・救助訓練センター施設計画
  - ② 消防・救助訓練センター施設の概略設計（建築・設備など）
  - ③ 消防・救助訓練機材計画
- 2) 新設消防署（既存組織に対する新設庁舎の建設含む）
  - ① 新設消防署施設計画
  - ② 新設消防署施設の概略設計（建築・設備など）
- 3) 消防・救助車両
  - ① 消防・救助資機材配備計画（新設消防署、既存消防署への配備）
  - ② 配備車両設計諸元（i.消防車（ポンプ車／化学消防車／水槽車）、ii.はしご車、iii.救助車）
  - ③ 運用計画

また、パッケージ別にコンサルタント選定、入札書類作成、事前資格審査（PQ）、PQ評価、入札期間、入札評価、契約交渉、契約締結といった各項目に時期・期間、工事実施時期・期間を月単位のバーチャートにより計画を策定する。

(5) コンサルティング・サービスの内容

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（全体事業管理、入札・調達補助、施工監理）のTOR案及びその規模（M/M）について、計画する。

(6) 施工・調達方法

概略設計された施設について施工方法を確認した上で、ベトナムにおいて実施されている類似事業の施工、調達事情（類似建設工事の入札と契約、現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）、現地施工業者に係る一般事情）、事業の地域性、業務内容等を考慮したうえで、調達方法（入札手法、調達パッケージ、契約約款）につき検討を行うこと。調達方法決定にあたっては、JICA、実施機関と十分協議の上策定を行うこと。

(7) 事業実施スケジュール

本事業の事業実施スケジュール作成にあたっては、ハナム省の消防・救助訓練センターの建設及び各省市の消防署への消防・救助資機材の配備について現実的かつ効果的な実施スケジュールを策定すること。この際、本体施工以外の工程（EIA承認、FS承認含む）を示した上で、作業工程別のスケジュールを策定し妥当性を検討すると共に、各施工項目の工程を明示した内容とすること。

(8) 事業実施体制の検討

本事業の事業実施機関は、公安省消防警察局が該当し、消防・救助資機材については各省市の消防・救助部署が運営・維持管理を行う。下記項目に沿って、それぞれの実施体制の詳細を確認する。特に消防・救助訓練センターの位置付け及び消防大学との関係を明確にする。

1) 事業実施体制の確認

（法的位置付け、業務分掌、組織構造（PMU：Project Management Unit の設立等）、人員体制など）

2) 実施機関の財務・予算構造、技術基準

3) 運営・維持管理体制の検討

（法的位置付け、業務分掌、組織構造、人員体制など）

4) 運営機関の財務、予算構造、技術基準

5) 実施機関、及び運営・維持管理機関（各消防署）への技術支援の検討・提案

(9) 維持管理体制

本事業実施後の維持管理体制のあり方について検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。なお、消防・救助機材については、事業実施機関と運営・維持管理機関が異なるため、機材の引き渡しの際に適切な維持管理予算が確保されることを実施機関及び運営・維持管理機関と事前に合意するよう働きかける。

1) 維持管理体制の確認

2) 維持管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）

3) 維持管理機関の財政・予算状況

4) 維持管理機関の技術水準

5) 維持管理機関の実績



#### (10) 概略事業費の積算

プロジェクトの概略事業費については、以下に従って積算を行う。

##### 1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。施設の積算においては現地の建設工事価格を十分調査し、概略延床面積と現地の建設工事の平米単価にて概略事業費を積算する。資機材費の積算においては、ベトナム国内及び本邦の価格動向を十分に調査し積算すること。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。

a. 本体事業費

b. 本体事業費に関するプライスエスカレーション

c. 本体事業費に関する予備費

d. 建中金利

e. フロント・エンドフィー

f. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

g. その他1（融資非適格項目）

①用地補償等

②関税・税金

③事業実施者の一般管理費

④他機関建中金利（必要に応じて）

h. その他2

①完成後の維持管理費（委託保守費）

②初期運転資金

③移転地整備にかかる費用

④研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

⑤当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち、下線部についてはその算出方法をJICAから指示することがある。

##### 2) 事業費の算出様式

事業については、別途JICAが提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

##### 3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照する。

##### 4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

##### 5) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

当該円借款候補案件の概略事業費算出にあたっては、以下の①～④を踏まえ、コスト縮減策を検討する。同縮減策（含む効果など）については、発注者と協議し、その結果をJICAが別途定める様式にとりまとめることとする。

検討に際しては、外務省が公表している「ODAの点検と改善2007」別添資料「ODA

コスト総合改善プログラム」の趣旨を理解すること。

①最適計画の策定

本調査において、施工方法、施工技術、契約方式等の各観点から標準的な実施計画とコスト縮減の可能性のある代替計画案を比較・検討しつつ、事業費を含めて最も効率的な最適計画を策定する。

a. 施工方法にかかる最適化

標準的な施工方法と、工期短縮などによりコスト縮減の可能性のある施工方法を比較・検討する。

b. 施工技術にかかる最適化

標準的な施工技術と、コスト縮減の可能性のある先進的な施工技術を比較・検討する。

c. 契約方式にかかる最適化

標準的な契約方式と、コスト縮減の可能性のある他の契約方式を比較・検討する。

② 附帯的施設の再検討

附帯的施設については、従来の標準的な規模や規格に対して再検討を行うことなどを通じてコスト縮減を図る。

③事業計画の一部見直し

円借款候補案件の規模や機能の検討にあたって、コンサルタントが従来どおり検討して作成する事業計画に対して一部見直しや工夫を行うことにより、一層効率的な事業計画となるようコスト縮減を図る。

④適正な工期設定

円借款支援事業の完成まで適正な工期を設定することにより、コスト縮減を検討する。また、調達ロットについても、入札による競争原理を通じたコスト縮減を図るためのロット分けの方法についても、かかる工期設定の段階において先方実施機関と十分に協議し、検討することとする。

(1 1) 財務計画

実施機関の事業実施及び運営・維持管理に必要な資金額と資金手当てについて検討を行う。

1) 予算手当

本事業費のうち融資非適格項目に係る費用、本事業の運営・維持管理費用、及びその他実施予定事業の費用に対して、予算確保状況について確認する。

2) 実施機関の財務情報

実施機関の財務情報を入手し、財務健全性について調査する。

(1 2) STEP 適用可能性の検討（本邦企業調達可能性調査を含む）

本事業は、我が国の優れた消防資機材の活用を通じた教育訓練の質の向上、及び円借款の戦略的活用の観点から、本邦技術活用条件（STEP: Special Terms for Economic Partnership）の適用を前提とした検討を行う。各調達パッケージにおける日本原産品に関して、その優位性、技術的妥当性、費用対効果等にかかる根拠理由を整理しつつ、本邦企業（及び団体）及びベトナム側関係機関から意見聴取

を行っただうえで決定する。

(13) インタリム・レポートの作成及び協議 (package2 の内容も含む)

記調査結果を中心とした中間報告をインタリム・レポートに取り纏め、JICA に対して説明し、内容を協議・確認する。

(14) 環境社会配慮

1) 重要な環境社会影響項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画案の作成

本事業は「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA 環境ガイドライン)に基づき、同ガイドライン上のカテゴリ B に分類されている。JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン<参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。なお、本業務については、現地再委託を可とする。

- ① ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び経済社会状況、非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等)の確認。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む)の確認。
- ② 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
  - i. 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
  - ii. JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
  - iii. 関係機関の役割
- ③ スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- ④ 影響の予測
- ⑤ 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
- ⑥ 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- ⑦ 環境管理計画(案)・モニタリング計画(案)(実施体制、方法、費用など)の検討の作成
- ⑧ 予算、財源、実施体制の明確化
- ⑨ ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

2) 簡易住民移転計画の作成支援

本事業は、消防・救助訓練センター建設に伴う住民移転が必要になる可能性がある。JICA 環境ガイドラインに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下①~⑫のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation

in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案の策定のために実施した社会経済調査（人口センサス、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境ガイドラインと乖離がある場合、その解消策を提案する。

- ①用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる成型手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性
- ②事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ③事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- ④損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- ⑤再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- ⑥生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ⑦苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ⑧住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務
- ⑨損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- ⑩費用と財源
- ⑪実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- ⑫社会的弱者（\*）や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。  
（\*）女性・子ども・老人・品行層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

#### (15) ジェンダー

ベトナムにおけるジェンダー関連の政策・制度、同セクターにおける他ドナー事業でのジェンダー視点の取り組み、カウンターパート組織のジェンダー主流化政策と状況（例：職員の男女比、新設される訓練センターの利用者や消防署における男女比等）、他の政府系の訓練施設、研修施設におけるジェンダー主流化状況等についても情報の

収集・分析を行い、結果を踏まえ、本事業におけるジェンダー視点の取り組み実施の可能性及びその内容（案）について報告書に含めること。

#### (16) ベトナム側による F/S 及び EIA 作成・承認手続き支援

本事業に関し、本準備調査の結果を踏まえ、本事業の実施に必要となる Feasibility Study (F/S) 及び EIA 調査を実施し、調査結果について承認を受ける必要がある。この作業を円滑かつ迅速に進めるため、本調査結果について初期段階より本調査結果について公安省消防警察局と共有するとともに、F/S 及び EIA の作成・提出に関する助言を行う。

#### (17) 事業効果の算定

定量的効果については、経済分析（内部収益率（EIRR）の算出）のレビュー・アップデートを行う。算出方法については本事業の特性を踏まえ、コンサルタントがプロポーザルで提案すること。また、定量的指標（運用・効果指標）について、最新の基準値とともに本事業完成後2年を目途とした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業の定量的指標（運用・効果指標）は、①訓練を受けた人材の消防署への配備状況（人数）、②対象地域の消防署の車両整備状況（種類や使用年数）、③対象地域の救助活動数、④火災・事故発生から現場到達時間、⑤出火件数1件当たりの焼損面積等を想定しているが、コンサルタントは本事業の特性を踏まえ指標案をプロポーザルで提案すること。

定性的評価指標においても、高い技能を習得した人材の育成による対象地域内の消防活動の変化、日常の各消防署内での訓練等の活動意識の変化、市民生活の火災リスクの低減及び企業の継続的な生産活動等を想定しているが、コンサルタントは本事業の特性を踏まえ指標案をプロポーザルで提案すること。

調査においては、上記を踏まえて本円借款事業の運用・効果指標を提案し、指標基準値・目標値の設定、データ入手手段モニタリング手法の提案を行う。

#### (18) 事業実施にあたっての留意事項及び提言

プロジェクトを円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。また、提言を纏めるに当たっては、本事業及び付随する技術協力並びにその他のスキームでの消防設備の整備事業との円滑な連携にも留意する。

- 1) 事業実施に係る留意点
- 2) 運営・維持管理にかかる留意点及び提言
- 3) 事業実施体制の検討をもとに、運営・維持管理体制、及び技術支援に関する提案。

また、特にプロジェクト実施の際以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、別途機構に提出する。

- 1) ベトナムにおける当該類似業務の調達事情
  - ・一般建築工事の入札と契約にかかる一般事情
  - ・現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況

- ・現地施工業者の一般事情
- 2) 入札手法、契約条件の設定
  - ・契約約款、契約条件書等の設定の基本方針 等
- 3) コンサルタントの選定方法
  - ・International Consultants の採否 等
- 4) 施工業者の選定方針
  - ・PQ : Pre-Qualification 条件の設定
  - ・LCB : Local Competitive Bidding の採否
  - ・入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方等

また、本事業で整備する消防・救助訓練センターはベトナム北部紅河デルタ地域の10省市を対象としているが、将来、ベトナム国内への展開も想定した対応について提案を行う（例：他省からの研修への参加等）。

(19) ドラフト・ファイナル・レポートの作成及び協議（package2 の内容も含む）

調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取り纏め、JICA からのコメントを反映した上で、公安省消防警察局及び対象省市の消防警察局（消防救助部署）の関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

(20) ファイナル・レポート（package2 の内容も含む）

ドラフト・ファイナル・レポートにかかる公安省消防警察局及び対象省市の消防警察局（消防救助部署）との協議結果、JICA からのコメントを反映の上、ファイナル・レポートを作成する。

【Package 2】円借款事業に関連する技術協力の可能性検討

(2016年11月上旬～2017年5月中旬)

(1) 技術協力事業のニーズ検討

円借款事業の効果発現に必要な能力強化を図る技術協力の必要性・可能性を検討するため、円借款により整備される消防・救助訓練センター、消防施設及び機材の協力内容・スケジュールも踏まえ、今後のベトナムの消防・救助分野の能力強化の全体像を整理する。特に、消防・救助訓練センター整備前に技術協力を実施する可能性があるため、既存の訓練センターの運営状況、消防・救助訓練センターへの移管計画について留意する。

(2) 過去の技術協力の成果、消防・救助人材状況の現状確認

現地調査及び既存の調査報告書を活用し、過去に実施した技術協力（専門家派遣）及び本邦研修の成果を確認するとともに、対象省市における消防・救助人材の技術、及び人材育成の現状、課題について整理する。

(3) 消防・救助訓練センターの体制整備

現状の消防士の訓練体制、課題を確認した上で、消防士の訓練制度改善支援、訓練セ

ンター運営体制構築支援(運営体制、カリキュラム作成、教材作成、対象者の選定等)、教官育成等についての技術協力のニーズを詳細に分析する。特に、持続的な人材育成を行うため、教官に対する訓練内容について検討する。

#### (4) 消防・救助訓練センターと消防署の関係の整理

消防・救助訓練センターだけではなく、消防署においても研修・訓練体制を構築する必要があるため、消防・救助訓練センターの教官と同等の技術レベルの教官を各消防署においても一定数確保することが肝要。そのため、各消防署における研修・訓練体制及び教官の技術レベルに関する課題・能力強化ニーズを明確化する。

#### (5) 技術協力による研修・訓練用消防資機材の配備の整理・確認

消防・救助訓練センターで使用する消防車両等については、日本での使用年数を過ぎた中古車両の活用を検討しており、技術協力にて中古車両の輸送費等を負担することを想定している。必要となる車両・資機材及び供与スケジュールについて、現地におけるニーズ及び日本側での中古車両の確保状況等を確認の上、整理・提案を行う。

### 7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおりとし、このうち(1)の4)及び5)を成果品とする。尚、以下に示す部数は JICA に提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途用意すること。

各報告書の先方政府への説明、協議に関しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

#### (1) 報告書の種類

##### 1) インセプションレポート

提出時期：2016年11月上旬

部数：和文10部、英文10部、越文10部、

##### 2) インテリムレポート

提出時期：2017年2月上旬

部数：和文10部、英文10部、越文10部、

##### 3) ドラフトファイナルレポート

提出時期：2017年4月上旬

部数：和文10部、英文10部、越文10部、

##### 4) ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果(要約を含む)調達方法、入札関連情報が含まれる場合、一定期間報告書公開が制限されることとなるため、必要な入札関連情報に関については、報告書に含まれるのではなく、別途資料として提出する。

提出時期：2017年5月中旬

部数：和文10部、英文15部、越文10部、CD-R5部

##### 5) デジタル画像集

記載事項：プロジェクト対象サイト等のデジタル画像

提出時期：ファイナルレポートと同時

部数：CD-R2部

(2) 報告書の仕様

ファイナルレポート以外の報告書の作成仕様は、A4 ワープロ打ち、両面コピー、章毎改頁の編集とし、簡易製本とする。ファイナルレポートに添付資料がある場合は電子データのみとし、ファイナルレポートの印刷仕様、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2014年11月）を参照のこと。

(3) 報告書作成についての留意点

- 1) 各報告書の作成に当たっては、図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものは必ず出典を明記すること。
- 2) 価格費用などを現地通貨・基軸通貨で記載する際には、その時点における円貨と交換レートを記載する。
- 3) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号、略語等の統一性と整合性を確保すること。
- 4) 英文報告書の作成に当たっては、その表現ぶりに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 5) 各報告書の先方政府への説明・協議に際しては、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。



### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 調査工程

2016年11月上旬より業務を開始し、ドラフトファイナルレポートを4月上旬、ファイナルレポートを5月中旬までに作成し、提出する。想定されるスケジュールは以下のとおり。

| 月次     | 1                        | 2                        | 3                        | 4                        | 5                        | 6                        | 7        | 8 |
|--------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|----------|---|
| 月      | 11                       | 12                       | 1                        | 2                        | 3                        | 4                        | 5        | 6 |
| 国内作業期間 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |                          | <input type="checkbox"/> |                          | <input type="checkbox"/> |          |   |
| 現地派遣期間 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |                          |          |   |
| 報告書作成等 | ▲<br>IC/R                |                          |                          | ▲<br>IT/R                |                          | ▲<br>DF/R                | ▲<br>F/R |   |

IC/R：インセプションレポート

IT/R：インテリムレポート

DF/R：ドラフトファイナルレポート

F/R：ファイナルレポート

#### 2. 業務量の目途及び業務従事者の構成

##### (1) 業務量の目途

25.33M/M

##### (2) 調査業務従事者の構成

本件調査には、下記の分野を担当させる事を基本とする。

- 1) 総括／事業計画（評価対象者）（格付：2号）
- 2) 消防行政・政策（評価対象者）（格付：3号）
- 3) 消防機材計画
- 4) 消防訓練施設計画
- 5) 建築計画／設計
- 6) 設備計画／設計
- 7) 消防人材育成計画
- 8) 救助人材育成計画
- 9) 環境社会配慮
- 10) 経済・財務分析
- 11) 施工計画／事業費積算
- 12) 機材調達計画／事業費積算

##### (3) その他

コンサルタントは必要に応じ、現地業務及び情報収集の支援のため現地にて備上する。

#### 3. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタン

ト等に業務の一部を再委託して実施することを認める。

- 1) 自然条件調査（ボーリング調査、土質・地質調査、測量調査など）
- 2) 環境社会配慮調査
- 3) ローカル F/S 及び EIA の作成支援

なお、上記項目に加え、その他再委託して実施することが適切と思われる項目がある場合、プロポーザルにて提案すること。

上記業務にかかる経費については、その数量を契約時点で設定することが困難であるため、現地調査を踏まえて数量を確定することとする。このため、当該経費の見積りについては参考見積りとするため、分けて見積もること。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

#### 4. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録し、現地調査期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所、在ベトナム日本国大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地調査時の安全確保のために関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICA ベトナム事務所と常時連絡がとれる体制を取り、特にサイト視察等に伴う移動の際は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。以上を踏まえ、現地調査中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

#### 5. 複数年度契約

本業務については年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

#### 6. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

#### 7. 配布資料等

参考資料として以下の資料を配布する。

- ・「ベトナム国消防設備改善情報収集・確認調査 ファイナルレポート」
- ・「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2011年6月）」

以下の資料は web からアクセスが可能

「協力準備調査 設計・積算マニュアル（試行版）」

[http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant\\_aid/guideline/pdf/plan\\_man\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/pdf/plan_man_01.pdf)

#### 8. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

以上

ベトナム国「消防・救助能力強化事業」準備調査に係る  
自然条件調査仕様書(施設建設予定地の現状調査)

## 1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクト対象サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、施設設計・施工計画・積算に資するものとする。

また、本事業により拡張される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、既存の調査内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目(調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など)を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

また、調査計画の策定にあたっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないように留意する。

## 2. 調査項目

### (1) 地盤調査

【目的】本事業にて建設する施設・設備の基礎の設計に必要な地耐力の確認を行う。

【内容】ボーリング調査、平板載荷試験、土質・地質調査等

### (2) 地形測量

【目的】本事業にて建設する施設・設備の平面計画などを行うために必要な地形の情報を把握する。

【内容】平板測量、水準測量等

## リスク管理シート (Risk Management Framework) フォーマット

| リスク項目  | 視点・チェック事項、確認ポイント   | リスク対応策   |
|--|--|--|
| <b>1. Stakeholder risk</b>   |  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>- 政府の開発事業へのコミットの低さ（政策的優先度、財政面を含む支援の確約）</li> <li>- 政権交代後の政策的優先度の維持可能性</li> </ul> 【開発政策と本事業の位置付け】 | <b>視点・チェック事項：</b><br>★当該事業が政府内で優先事業として特定されているか。相手国のハイレベルで開発戦略、改革策へのコミットがあるか。<br>★政権交代等で政策優先度が変化、事業へのコミットが失われる恐れはないか。<br>★事業により政府の国内的、国際的イメージが影響を受け（プラス、マイナス双方）、事業実施意欲の喪失、逆に強化につながる要因はあるか。<br><br><b>確認ポイント：</b><br>★開発計画等への掲載、案件準備段階での予算措置、事業計画作成段階でのステークホルダーとの対話状況等を確認。 | ★定期的なハイレベルでの政策協議を、特に次年度予算要求のタイミングで実施し、事業が政策に整合的であることを確認。<br>★セミナー開催、マスコミへの情報提供等を通じた事業便益の情報公開等、PR 戦略の策定・実施による住民の期待・世論への働きかけ。  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>- 政府外の国民一般のニーズとの整合性</li> <li>- 既得権益層との対立の可能性</li> </ul> 【開発政策と本事業の位置付け】                         | <b>視点・チェック事項：</b><br>★住民運動、メディア、近隣国政府を含むステークホルダーから激しい反対が引き起こされる可能性はないか。<br>★仮にリスクが高い場合、適切な広報戦略を含むリスク対策が整備されているか。<br>★事業実施が特に政治的圧力を持つ特定グループの既得権益を阻害することで、政治的な妨害につながる可能性はないか。<br><br><b>確認ポイント：</b><br>★案件準備段階でのステークホルダー会議の実績、記録等を確認。彼らのニーズは事業に反映されているか。                   | ★事業便益、インパクト等の分析と現地コミュニティ、ステークホルダーとの積極的協議。現地語によるメディア対策の実施。情報開示と（必要に応じ）第三者によるモニタリングの導入。<br>★事業に影響力を持ちうる人物・団体等の特定と、関連ステークホルダーへの情報提供。（JICAは必要に応じオブザーバー参加。）<br>★事業の影響を受けうる既得権益層に対しては、適切な補償措置の提供。（例えばミニバス・オーナーへの大型バス運営委託、支線でのミニバス運行等。） |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>- 民間資金を活用する事業の場合、事業体への出資参加・資金提供の可能性</li> </ul> 【事業費と資金計画】                                       | <b>視点・チェック事項：</b><br>★特定目的会社への出資、事業完成後の運営管理を含む民間の事業参加が動員できず、事業実施が頓挫する可能性はないか。<br><br><b>確認ポイント：</b><br>★民間出資者等向けの事業説明会（ロードショー）の実績、反応の確認。近隣諸国等での同種事業実施実績の確認。  | ★事業準備段階からの予備的なスポンサー探し、民間スポンサーの興味の確認。民間銀行等、代替的資金提供手段の検討。民間スポンサー経験のある EPC、O&M コントラクターとの契約。   |
| <b>2. Executing agency risk</b>  |  |  |
| <b>2.1 Capacity risk</b>   |  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>- 実施機関への適切なリソース、権限の付与</li> </ul>  | <b>視点・チェック事項：</b><br>★事業実施機関は十分な人的、財務的資源を有しているか。事業実施に必要な各種意思決  | ★実施機関の各部門の責任体制の確認、関連法令・規則のチェック。必要な場合は、適切なガバナンス体制の構築を J/A 発効条件に規定。  |

| リスク項目  | 視点・チェック事項、確認ポイント  | リスク対応策   |
|--|---|--|
| 【事業実施機関－財務面の実施能力】  | <p>定を迅速に行う権限を有しているか。</p> <p>確認ポイント：<br/>★ドナー、コンサルタント/コントラクターからの聴取、報告書レビュー。先行円借款（特に第1フェーズ、輪切り第1期等）、同種の他ドナー事業は順調に進捗してきたか確認。</p>   | ★予算配分については、次年度予算要求時期に合わせたレビュー会合の開催により確保。   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>- 財務管理・調達プロセスへの信頼性、管理部門の技術的能力</li> <li>- 政治的圧力からの自由を含む規則の実態的適用</li> </ul> 【事業実施機関－技術面の実施能力】 | <p>視点・チェック事項：<br/>★政府調達等に関する各種規則、法令は適切に整備されているか。JICA の同意プロセス等が適切に組み込まれているか。<br/>★逆に JICA 調達ガイドライン以上の（必要以上に）厳しい条件が課されていて、再入札等を余儀なくされる恐れはないか。</p> <p>確認ポイント：<br/>★公共調達・財務管理能力調査等の既存資料のレビュー。担当部門スタッフの転職率、新規スタッフの研修体制。内部監査部門の有無とその機能。<br/>★現地会計検査院、ドナー、コンサルタント/コントラクターからの聴取。同程度の過去の政府調達（援助事業含む）において、大きな遅延、不正は生じていないか確認。</p> | <p>★財務・調達に関する内部管理マニュアルの確認。電子調達手続きの導入支援。<br/>★先行事業等において良好なパフォーマンスのスタッフの PIU への配属申し入れ。人事異動を回避するための研修等によるインセンティブ付与。（人事への介入とみなされないよう留意。）<br/>★事業準備期間から開始直後にかけての調達・財務管理セミナー、PIU スタッフへのトレーニング実施、専門家や監理コンサルタントの派遣。<br/>★ハイレベルでのモニタリング会合等における、内部決裁手続きの確認と処理日数等の具体的なデータに基づく協議、手続き簡素化や PIU への権限移譲への働きかけ。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>- 自己資金負担能力への信頼性</li> <li>- 財務管理能力への信頼性</li> </ul> 【事業実施機関－財務面の実施能力】                         | <p>視点・チェック事項：<br/>★実施中の自己資金負担、維持管理費用は適切に徴収可能か、あるいは政府から配賦されるか。仮に借入が必要な場合、迅速に借入できるか。<br/>★逆に（議会承認の条件等として）輪切り後続部分までのフルファイナンスが求められ、先方政府内での事業承認が遅延するリスクはないか。</p> <p>確認ポイント：<br/>★過去の当初予算と執行率の確認。年度途中での予算執行状況のレビュー制度、実績に応じた柔軟な予算配分見直し制度の有無。<br/>★政府全体の予算状況の見直し確認（IMF のマクロ経済レビュー等）。</p>  | <p>★同上。<br/>★加えてコンピュータベースでの財務管理システムの構築支援、適正な財務報告作成への支援。<br/>★外部監査人（現地会計検査院含む）の事業プロセスへの参加。<br/>★仮に自己資金分が不足した場合、銀行から一定額の借入ができるクレジットラインの設定、限度額までの政府保証付与のアレンジ。</p>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>- コントラクターへの支払い遅延等の可能性</li> </ul> 【事業実施機関－財  | <p>視点・チェック事項：<br/>★工事内容、請求書の適切性チェック等の支払い手続き、承認権限が適切な範囲で現場に移譲されているか。</p>   | ★定期的ポートフォリオ会合等において、遅延による具体的コスト（コミット・チャージ増加、経済性低下等）を示したモニタリング・対話。事業実施状況の情報公開による外的圧力。  |

| リスク項目   | 視点・チェック事項、確認ポイント  | リスク対応策   |
|---|---|--|
| 務面の実施能力、事業実施体制】   | <p><b>確認ポイント：</b><br/>★ドナー、コンサルタント/コントラクターからの聴取。</p>  | ★内部決裁手続きの確認と処理日数等のデータに基づく協議を通じた手続き簡素化や PIU への権限移譲の働きかけ。  |
| - TSL 等の場合の仲介機関、地方分散型事業の場合の地方政府/コミュニティの財務・技術能力不足の可能性<br>【事業実施機関—事業実施体制、操業・運営/維持・管理体制】 | <p><b>視点・チェック事項：</b><br/>★仲介機関の低パフォーマンスにより、事業実施、資金活用が停滞する可能性はないか。政治的圧力等を含め、仲介機関が適切に選定されないリスクはあるか。</p> <p><b>確認ポイント：</b><br/>★上記の中央政府・機関の確認ポイントを地方政府等のレベルでも実施。<br/>★予算制度における地方政府等のパフォーマンス・レビュー制度の有無。<br/>★過去の予算配分額等に比しての借款資金規模が過大でないか。</p> | <p>★明確な仲介機関選定基準の策定（できる限り客観的条件による政治的圧力の排除）、プロジェクト運営マニュアルの策定、基準・規定に則った透明な選定プロセスの確認。</p> <p>★地方分散型事業の場合、経済性、担当地方政府・実施機関、コミュニティの参加体制等、明確なサブプロジェクト選定基準の策定。</p> <p>★参加機関（仲介金融機関、地方政府、コミュニティ等）は固定的とせず、パフォーマンスにより柔軟に変更可能な設計とすることで、パフォーマンス改善・維持のプレッシャーとする。複数の機関が参加する形でリスク分散を図る。</p> |
| <b>2.2 Governance risk</b>  |   |  |
| - 関係各部門間の連携体制、複雑な実施体制<br>【事業実施機関—事業実施体制、操業・運営/維持・管理体制】                                | <p><b>視点・チェック事項：</b><br/>★上位官庁を含めた関係機関の間で、事業実施に必要な各種意思決定に関する責任分担、協議体制ができているか。</p> <p><b>確認ポイント：</b><br/>★定期的な省庁間連絡体制の制度、協議実績の確認。<br/>★当該事業が依拠する開発計画等の省庁間議論のポイント確認。当該事業が他省庁の行政目標に正の影響を与えるか。</p>  | <p>★案件形成段階から各省庁間の政策調整を司る steering committee 等を開催し、省庁横断でのセクター政策の意思疎通を図る。案件実施段階でも、同 committee を継続し、定期的なフォローアップを行う。</p> <p>★事業実施担当官庁以外の関係者にとっても、同政策の実施がインセンティブを持つように配慮（財務省を巻き込んだ予算プロセス等）。</p>   |
| - 借入に必要な議会承認等の遅延<br>【事業実施スケジュール】  | <p><b>視点・チェック事項：</b><br/>★政府—議会間の意思疎通の欠如、相手国政府内の規程上の要求（ex. 輪切り後続分を含む資金手当て）等により、E/N・L/A 等の議会承認が遅れる可能性はないか。</p> <p><b>確認ポイント：</b><br/>★他ドナーを含めた過去の事例の確認。現議会の与野党対立の度合い。</p>  | ★特に政権交代等が想定される場合、主要野党指導者への事業裨益効果の広報の懇話（JICA は大使館を通じて政権に働きかけるという関係。前面には出ない。）  |
| <b>2.3 Fraud &amp; corruption risk</b>  |   |  |
| - 財務・調達管理規則等の適切性、実効性<br>【調達・施工方法】   | <p><b>視点・チェック事項：</b><br/>★調達、財務管理、汚職対策を含め、事業の順調な実施に必要な制度構築はなされているか。会計検査制度、情報公開等が適切に行われる制度は確保されているか。リスクが高い場合、事後監査を含めた補完措置がとられているか。<br/>★過去の同種事業で（他ドナー事業を含め）、実施段階で大幅な遅延、問題が発生したこと</p>   | <p>★財務・調達に関する内部管理マニュアルの確認と指導。適切なチェック&amp;バランス機能の構築（管理能力と迅速性とのトレードオフに注意）。適切であれば電子調達手続きの導入支援。</p> <p>★先行事業等において良好なパフォーマンスのスタッフの PIU への配属申し入れ。人事異動を回避するための研修等によるインセンティブ付与。（人事への介入とみなされないよう留意。）</p> <p>★事業準備期間から開始直後にかけての調達・財</p>  |

| リスク項目  | 視点・チェック事項、確認ポイント  | リスク対応策   |
|--|---|--|
|  | はないか。   | 務管理セミナー、PIU スタッフへのトレーニング実施、専門家や監理コンサルタントの派遣。<br>★ハイレベルでのモニタリング会合等における、内部決裁手続きの確認と処理日数等のデータに基づく協議、手続き簡素化や PIU への権限移譲への働きかけ。<br>★主管官庁、実施機関本部、PMU 等の間で、承認権限等の所掌の明確化。日常的な進捗に関わるものを中心に、できる限り PMU への意思決定の権限移譲。 |
|  | <b>確認ポイント：</b><br>★公共財務システム評価等のレビュー、ドナー、コントラクター／コンサルタントからの聴取。   |  |
| <b>3. Project risk</b>   |   |  |
| <b>3.1 Design risk</b>   |   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>- 事業の技術的設計</li> <li>- 高度すぎる技術の採用</li> </ul> <b>【事業概要】【事業実施機関－技術面での実施能力】</b> | <b>視点・チェック事項：</b><br>★事業は技術的に複雑すぎる設計となっていないか。開発効果を達成する上で必要なコンポーネントは、適切に対処されているか（他ドナーとの連携を含め）。<br>★必要以上に高度な技術を採用するため、利用料金、維持管理費用が高騰しないか。 | ★案件形成の初期段階からの経験豊富な技術者による技術審査。必要に応じ、協力準備調査における技術レビュー・コンサルタント雇用。第3者機関、experts panel 等による技術レビュー。<br>★事後評価（他ドナーの経験を含む）における教訓を適切に踏まえた、実施機関との対話。<br>★借款額設定時の適切な予備費の確保。   |
|  | <b>確認ポイント：</b><br>★既存の公共事業で同種の技術を使っているか。提案技術は、何らかの制度改革に依存していないか。  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>- 事業スコープの適切性</li> </ul> <b>【事業概要】</b>                                       | <b>視点・チェック事項：</b><br>★事業目的の達成に必要なコンポーネント（ソフト含む）は全て含まれているか。支援対象外のコンポーネントが実施されないことにより、開発効果が発現されない可能性はないか。                                 | ★案件形成段階から各省庁間の政策調整を司る steering committee 等を開催し、省庁横断でのセクター政策の意思疎通を図る。案件実施段階でも、同 committee を継続し、定期的なフォローアップを行う。<br>★事業実施担当官庁以外の関係者にとっても、同政策の実施がインセンティブを持つように配慮（財務省を巻き込んだ予算プロセス等）。                          |
|  | <b>確認ポイント：</b><br>★開発計画等における関連事業、補完的政策への政府取組みの記載確認。<br>★他ドナーの支援戦略文書における主要課題の記載内容、支援予定の確認。   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>- 事業モニタリング体制の信頼性</li> </ul> <b>【事業実施機関－事業実施体制】</b>                          | <b>視点・チェック事項：</b><br>★事業実施状況（予算、工事）が適時に正確に確認できず、問題の発生が発見できず、問題が放置される可能性はないか。<br>★モニタリングの不十分さにより、資金の不正使用等が起きる可能性はないか。                    | ★データベース管理システム、Management Information System 構築の事業コンポーネントへの取り込み、専門家派遣。  |
|  | <b>確認ポイント：</b><br>★事業実施監理責任は明確にされているか（PIU の設置等）。当該 PIU スタッフ自身に、同規模事業を実施監理した経験があるか。<br>★公共事業予算における予算執行状況のモ                               |  |



| リスク項目   | 視点・チェック事項、確認ポイント   | リスク対応策  |
|---|--|---|
|   | ニタリング・メカニズム等の現況確認。   |   |
| - 地方分散型事業の場合の事業実施体制<br>【事業実施機関-事業実施体制】        | <p>視点・チェック事項：<br/>★地方政府、現地コミュニティを含め、事業実施段階から維持管理までの責任体制、管理能力が適切に把握されているか。<br/>★不足する能力には、適切な補完措置（コンサルタント TOR、現地ファシリテーターの配備等）がなされているか。</p> <p>確認ポイント：<br/>★上記の中央政府・機関の確認事項を地方政府等においても確認。</p>   | <p>★基本的事業実施枠組みを、事前に参加者（農民等）に説明し、合意形成を促進。NGO や現地コンサルタントのファシリテーターとしての雇用。<br/>★受け皿組織の策定を事業承認（L/A 発効）の条件とする。</p>  |
| - 調達パッケージの不適切性<br>- コントラクターの能力不足<br>【調達・施工方法】 | <p>視点・チェック事項：<br/>★調達パッケージ数が過度に多すぎないか。<br/>★コントラクター間での調整コストが高すぎる、あるいは少額すぎて能力のある応札者が忌避する調達パッケージとなっていないか。<br/>★LCB 部分につき、現地コントラクター、資材等は十分に調達可能か。</p> <p>確認ポイント：<br/>★協力準備調査等における政府登録事業者等のリスト、工事实績確認。<br/>★他ドナーの支援事業を含む過去の事例におけるロット分けの実績確認、ヒアリング。</p> | <p>★案件形成の初期段階からの経験豊富な技術者による確認。<br/>★案件形成の段階で、既往公共事業等の応札企業のリスト、工事品質の確認等を通じて、現地コントラクターの能力を確認する。<br/>★十分な数の質の高い企業が応札するよう、入札情報の先行広報を行わせる。</p>   |
| - 外部要因による事業費高騰への脆弱性<br>【事業費と資金計画】             | <p>視点・チェック事項：<br/>★国際市況や為替要因により、事業費が高騰する可能性は高くないか。</p> <p>確認ポイント：<br/>★同種事業を実施しているコントラクターからの事業環境見通しのヒアリング。</p>   | <p>★予備費の適切な配分と事業デザイン（コンポーネント）の柔軟性確保。必要に応じて相手国の追加的予算措置を可能とする能力の確認。</p>   |
| - 外部要因による需要減への脆弱性<br>【事業の必要性】                 | <p>視点・チェック事項：<br/>★事業サービスの提供先が狭い対象に限られていて、外部経済環境等により需要が急減する可能性は高くないか。</p> <p>確認ポイント：<br/>★当該実施機関以外に、共通の需要要因により事業が影響される事業体があれば、その事業見通しの確認。<br/>★F/S における需要予測を要因分解した上で、各決定要因につき国際機関等からの見直しヒアリング。</p>   | <p>★需要予測における前提条件の明確化と、感応度分析の実施。この上で、事業実施中の前提条件のモニタリング。また F/S とは異なった手法での需要予測実施。<br/>★可能であれば事業計画の見直し余地を残す柔軟な案件計画の設定。<br/>★主要なサービス需要が低下した際に補完しうる複数のタイプの需要に対応した事業計画の策定。<br/>★利用率向上のための広報活動支援。</p> |
| 3.2 Program/donor risk                        |  |   |

| リスク項目   | 視点・チェック事項、確認ポイント   | リスク対応策  |
|---|--|---|
| <p>- 周辺関連事業の整備<br/>【事業概要】</p>                             | <p>視点・チェック事項：<br/>★支援対象外の事業（政策・制度改革含む）に開発効果が依存している場合、それら事業の遅延等により、事業効果が達成されない可能性はないか。</p> <p>確認ポイント：<br/>★事業間の相互依存の程度。建設工事自体が関連している場合、クリティカルパスはどちらにあるか。</p>                        | <p>★関係機関との事業・政策調整、事業の相乗効果発揮のため、PIU 内に関係機関調整役を配置。<br/>★Steering committee には、関係機関のシニアメンバー（大臣、副大臣等）を含める。周辺政策、事業を含む Action Plan の S/C での合意とフォローアップ実施。<br/>★中間レビューの積極的対応。ポートフォリオ会合等では、複数機関が参加する全体会合を設け、関連政策・事業の実施状況もモニタリング、必要な対応策がハイレベルの参加の下で確認できる仕組みとする。</p> |
| <p>- 開発効果発現に必要な政策、制度改革<br/>【開発政策と本事業の位置付け】</p>            | <p>視点・チェック事項：<br/>★料金政策等、開発効果の発現に必要な政策・制度改革の必要性は十分に認識されているか。その実施に向けた支援は、他ドナーを含めて十分に得られているか。</p> <p>確認ポイント：<br/>★セクター・ポリシー等における改革策への言及、国際機関等の他ドナーとの対話実績の確認。</p>                     | <p>★案件形成段階から各省庁間の政策調整を司る steering committee 等を開催し、省庁横断でのセクター政策の意思疎通を図る。案件実施段階でも、同 committee を継続し、定期的なフォローアップを行う。<br/>★事業実施官庁以外の関係者にとっても、同政策の実施がインセンティブを持つように配慮も検討（財務省を巻き込んだ予算プロセス等）。</p>  |
| <p>- 関連ドナー等との連携体制<br/>【他の援助機関の対応】【他ドナー等との連携】</p>          | <p>視点・チェック事項：<br/>★対象セクターの政策、事業実施上の課題を適時に情報提供し、協議する制度ができていないか。</p> <p>確認ポイント：<br/>★ドナーの中期戦略に掲載されているか、予算措置は確保されているか。他国を含め同種事業に反対した事例の有無。</p>  | <p>★ドナー間の調整協議の積極的開催と情報共有メカニズムの強化。JICA 側プロセスについては、実施機関の参加の下でドナーに対しても説明。</p>  |
| <p><b>3.3 Delivery quality risk</b></p>                   |  |   |
| <p>- 開発効果の測定可能性<br/>【事業効果】</p>                            | <p>視点・チェック事項：<br/>★運用効果指数の測定に必要なデータは容易に入手可能か、入手経路は適切に特定できているか。</p> <p>確認ポイント：<br/>★既往公共事業における効果測定体制、統計局等のデータ収集内容の確認。</p>   | <p>★データベース構築を事業コンポーネント内に取り込み。関係機関のデータ収集のインセンティブの制度設計（データ提供がない際の罰則含む）。</p>   |
| <p>- サブプロジェクトの地域的分散による完成後モニタリング不足<br/>【操業・運営／維持・管理体制】</p> | <p>視点・チェック事項：<br/>★多数のサブプロジェクトが地域的に分散して存在する場合、実施機関が継続的に使用状況をモニタリングすることは可能か。</p> <p>確認ポイント：<br/>★地方政府の監査、会計検査体制の確認（特にパフォーマンス監査の有無）。<br/>★当初予算配布と年度途中での執行状況の確認体制、必要に応じた柔軟な再配分が可能</p> | <p>★適切な報告継続を条件に、維持・保守費用の一部を分担するなど、システム、受益者側の施設継続活用、モニタリング及び報告を行うインセンティブの組み込み。</p>   |

| リスク項目   | 視点・チェック事項、確認ポイント   | リスク対応策   |
|---|--|--|
| <p>- 開発効果の持続可能性<br/>【操業・運営／維持・管理体制】</p>                                     | <p>な制度か。</p> <p><b>視点・チェック事項：</b><br/>★維持管理の責任体制は明確に規定されているか。従来、施設の維持管理計画は（特に技術的観点から）適切に策定され、十分な予算配分がなされてきたか。資金不足がある場合、その背景は何か（料金水準の低さ等）。</p> <p><b>確認ポイント：</b><br/>★現在の維持管理計画の策定、予算配布、点検・保守工事実施主体の能力について、コントラクター、専門家等からの聴取。</p> | <p>★利用者料金により維持管理費を充当する場合、サーベイ等に基づく利用者組合（水利組合等）の支払い意思と、地方政府の財政的負担能力を適正に評価した上で、両者の間での資金融通枠組みの合意。</p> <p>★資金不足の場合の対応策の検討を協力準備調査あるいは事業コンサルタント TOR に含め、実行可能な対応策を事業完成前に検討。</p> <p>★料金政策の合意等はドナー間政策協議のテーマに盛り込み、複数の事業の支援ドナーの共通申し入れ事項とする体制を整える。</p> |
| <p>- 自然災害等による事業実施への影響可能性<br/>- 現地治安情勢等による事業実施への影響<br/>【事業の必要性】【その他特記事項】</p> | <p><b>視点・チェック事項：</b><br/>★事業対象地域が自然災害の影響を受け、事業実施が中断、阻害される恐れはないか。<br/>★現地デモ、反政府勢力等により事業の順調な進捗が阻害される恐れはないか。</p> <p><b>確認ポイント：</b><br/>★F/S 段階における過去の自然災害の実績を反映した事業設計の確認。<br/>★事業対象地域の主要ステークホルダーへの事業内容の十分な事前周知の有無。</p>              | <p>★雨季や自然災害要因を考慮に入れた作業計画の策定、災害多発地域での長期工事を実施する場合は、contingency plan の策定と発動タイミングの実施機関との協議。</p>  |
| <p>- 事業の不適正、非合法的な利用可能性<br/>【事業効果】</p>                                       | <p><b>視点・チェック事項：</b><br/>★事業が想定した形と異なった非合法、不適正な形で使われる可能性はないか（灌漑地でのケシ栽培、盗電、空港の軍事利用等）。</p> <p><b>確認ポイント：</b><br/>★過去の公共事業完成後の施設使用状況のモニタリング体制確認（維持管理目的も含む）。</p>   | <p>★関係機関、住民コミュニティ等と連携しての不適正な活用の防止措置、モニタリング方法の検討・実施。</p>  |
| <p>- 施設の不適正使用等による維持管理費の高騰<br/>【操業・運営／維持・管理体制】</p>                           | <p><b>視点・チェック事項：</b><br/>★道路の過積載取り締まり不十分など、施設利用状況が不適切であるため、維持管理費用が想定以上の高騰、プロジェクト・ライフの短縮等の可能性はないか。</p> <p><b>確認ポイント：</b><br/>★対象セクターの開発計画、他ドナーの支援戦略等における政策改善項目の確認。</p>  | <p>★関係機関、関連業界団体、住民コミュニティ等とも連携した法令・規則遵守のための広報・啓蒙キャンペーン、防止措置、モニタリング方法の検討・実施。</p>   |
| <p>- 特定層へのアンバランスな裨益の可能性<br/>- 開発効果の裨益範囲の狭さ<br/>【事業効果】</p>                   | <p><b>視点・チェック事項：</b><br/>★開発効果が特定層に偏って裨益する可能性はないか。<br/>★特定の社会集団（女性、少数民族、原住民等）が事業から裨益しない、あるいは負の影響を被るリスクはないか。</p>  | <p>★事業便益、インパクト等の分析と、事業初期段階からの現地コミュニティ、ステークホルダーとの積極的協議。<br/>★最終受益者を含む事業実施サイトへの訪問等による事業便益の認識等、厳密な事業便益分析の実施。</p>  |

| リスク項目 | 視点・チェック事項、確認ポイント   | リスク対応策   |
|-------|--|--|
|       | <p>確認ポイント：<br/> ★事業内容に関するステークホルダー会合等での内容の十分な周知の実績確認。</p> | <p>★個別グループのアクセス、裨益経路を特定した上で、ボトルネックとなりうるコンポーネントの事業内への取り込み。政府事業として実施させるため、政策協議等における申し入れ。</p> |